

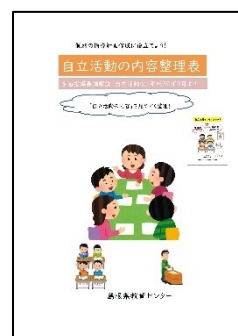
自立活動ってなんだろう？

理解編

Q & A

実践編

個別の指導計画（自立活動）
作成の基本を理解しよう



令和6年3月

ver. 3

島根県教育センター

教育相談スタッフ 特別支援教育セクション

理解編では、自立活動に関する基本的事項を Q&A でまとめました。また、実践編では、個別の指導計画（自立活動）を作成する手順を解説しました。具体的な指導内容の設定の際には、学習指導要領を参考にするとともに、障がいごとに整理した「自立活動の内容整理表」もご活用ください。

【理解編】

- Q 1 自立活動は、教科なのですか？ 1
- Q 2 自立活動の目標は何ですか？ 1
- Q 3 なぜ自立活動があるのですか？ 2
- Q 4 どの子も自立活動をするのですか？ 3
- Q 5 自立活動は、いつ指導するのですか？ 4
- Q 6 自立活動の内容には、何がありますか？ 5
- Q 7 内容（6区分27項目）を全部取り扱うのですか？ . . . 6
- Q 8 指導を考えるプロセスはどうすればいいですか？ . . . 7
- Q 9 実態把握はどのようにするのですか？ 8
- Q 10 指導にあたって配慮することは何ですか？ 9
- Q 11 どのような指導内容を取り上げるのですか？ 10
- Q 12 評価はどのようにすればいいですか？ 11
- Q 13 他にどんなことを知っておく必要があるのですか？ . . 14

【実践編】 個別の指導計画の作成 14

流れ図～ 15



<引用文献> <参考文献>

「障害」の表記について

島根県では、「障がい」とひらがなで表記をしています。ただし、法令、学習指導要領等の引用部分については、漢字で表記する場合があります。

～理解編～

Q1 自立活動は、教科なのですか？

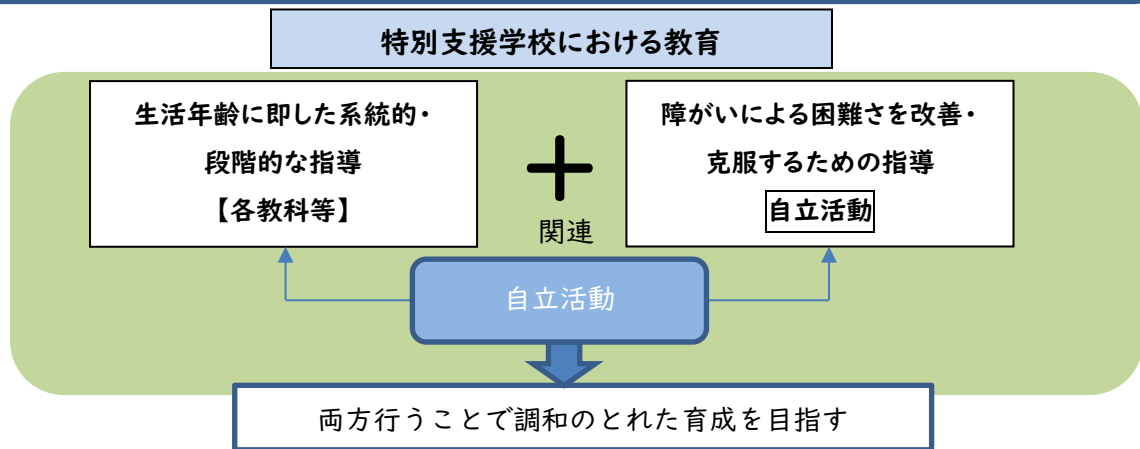
解説自立活動編 P21～

A1 「自立活動」は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域です。

自立活動とは

特別支援学校の教育課程に設けられた、個々の障がいによる学習上

又は生活上の 困難を改善・克服するための指導領域



Q2 自立活動の目標は何ですか？

解説自立活動編 P48～

A2 特別支援学校学習指導要領（平成29年4月公示）第7章において、自立活動の目標は、次のようにあります。

「個々の児童又は生徒が自立※1を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う※2。」

※1の「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階などに応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、より良く生きようとすることです。

※2の「心身の調和的発達の基盤を培う」とは、発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばしたりすることによって、遅れている側面の発達を促すとともに全人的な発達を促進することです。



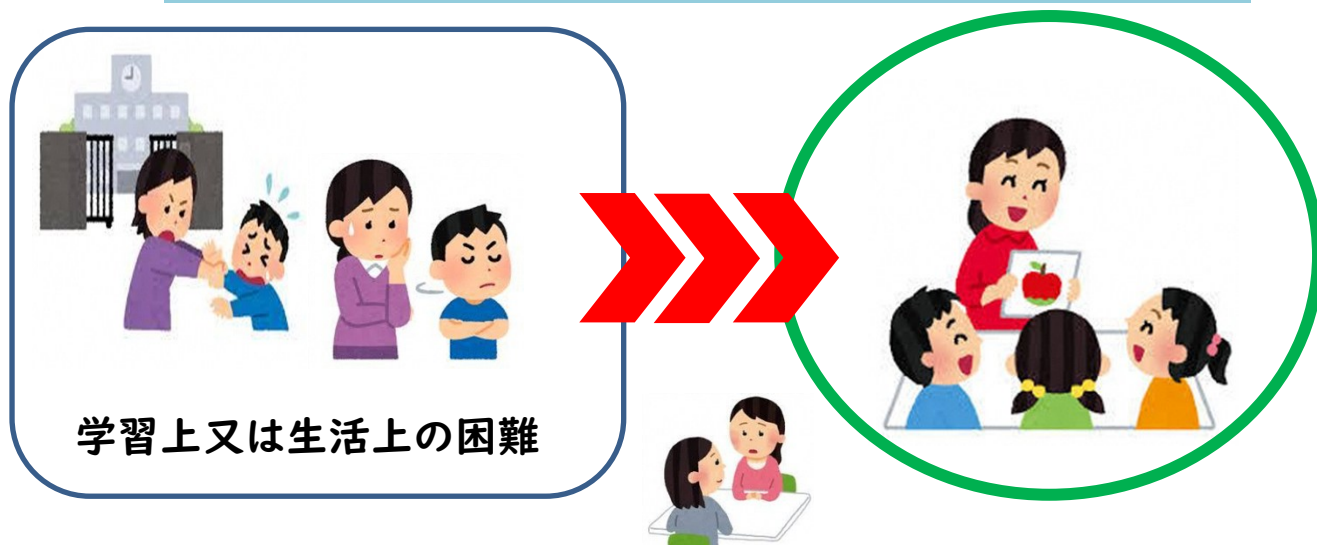
自立活動は一人一人の実態に対応した活動であり、よりよく生きていくことを目指した主体的な取組を促す教育活動です。

Q3 なぜ自立活動があるのですか？

解説自立活動編 P21～

A3 自立活動の指導が、各教科等において育まれる資質・能力を支える大事な役割を担っているからです。

調和的発達を促すには欠かせないものです。



自立活動を進める・・・・・・・・・・困難の改善・克服

- ・実態把握
- ・指導内容の検討
- ・授業改善
- ・その他



学校って
楽しいなあ。
勉強をがんば
るぞ！

調和的発達の基盤

障がいのある児童生徒は、その障がいによって、日常生活や学習場面において、様々なつまずきや困難が生じます。そのため、小中学校等の幼児児童生徒と同じように、心身の発達の段階などを考慮して教育するだけでは十分とは言えません。このため特別支援学校においては、小中学校と同様の各教科の他に、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。



Q4 どの子も自立活動をするのですか？

A4 自立活動を行う対象は、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒です。

ただし、通常の学級にも特別な支援を必要としている「困っている子」がいます。従って、自立活動の視点をもって指導にあたるという点は、すべての教職員が意識したいことです。自立活動の指導の理解を深めることが大切です。

自立活動の指導の取扱い	
教育の場	指導の取扱い
特別支援学校	・自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
特別支援学級	・障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
通級による指導	・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。
通常の学級	・障がいのある児童生徒などについては、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。（ <u>自立活動の内容を参考にして</u> ）

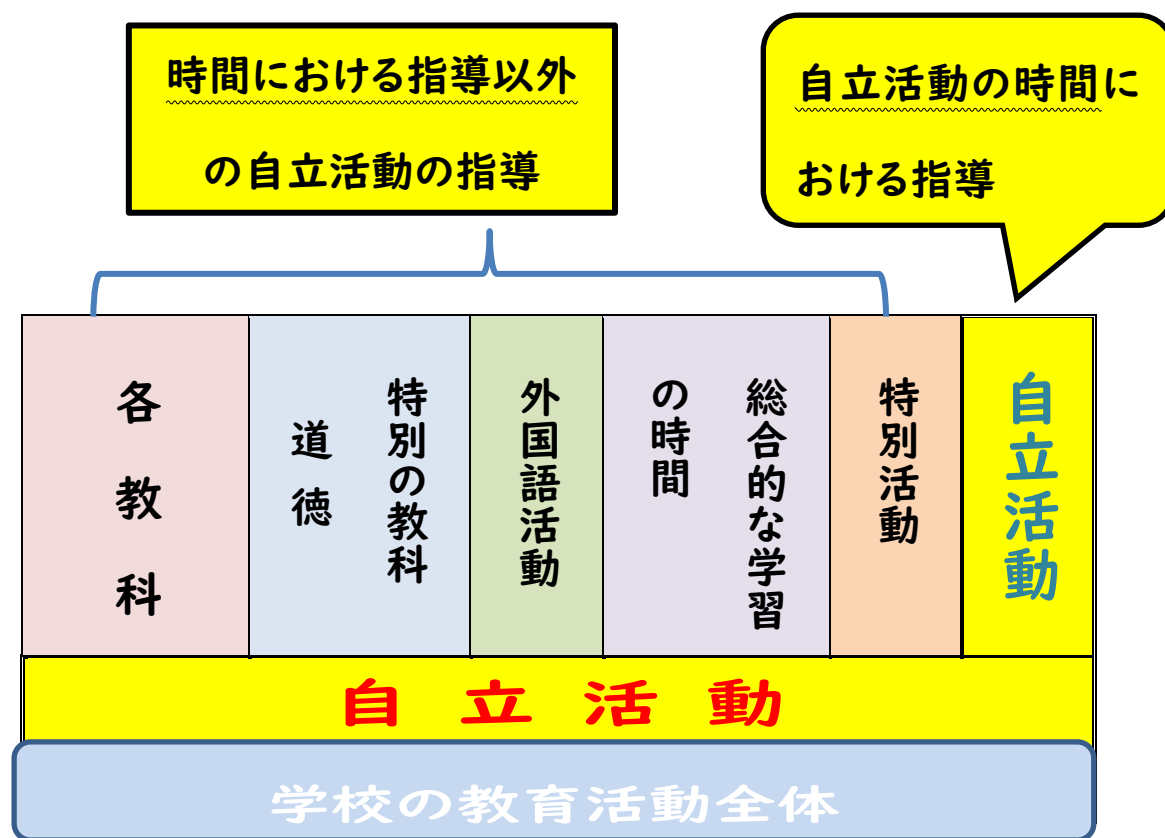
小学校・中学校などの特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障がいの状態などを考慮すると、小学校・中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではありません。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動などを取り入れた特別の教育課程を編成する必要があります。



Q5 自立活動は、いつ指導するのですか？

A5 教育課程の中に、特設された自立活動（自立活動の時間における指導）と、各教科等の指導を通じて適切に行うものとがあります。自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導はその一部です。



Q6 自立活動の内容には、何がありますか？

解説自立活動編 P50～

A6 自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、**6区分 27 項目**にまとめられています。

自立活動の内容(6 区分 27 項目)

1 健康の保持	2 心理的な安定
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	4 環境の把握
(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	6 コミュニケーション
(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

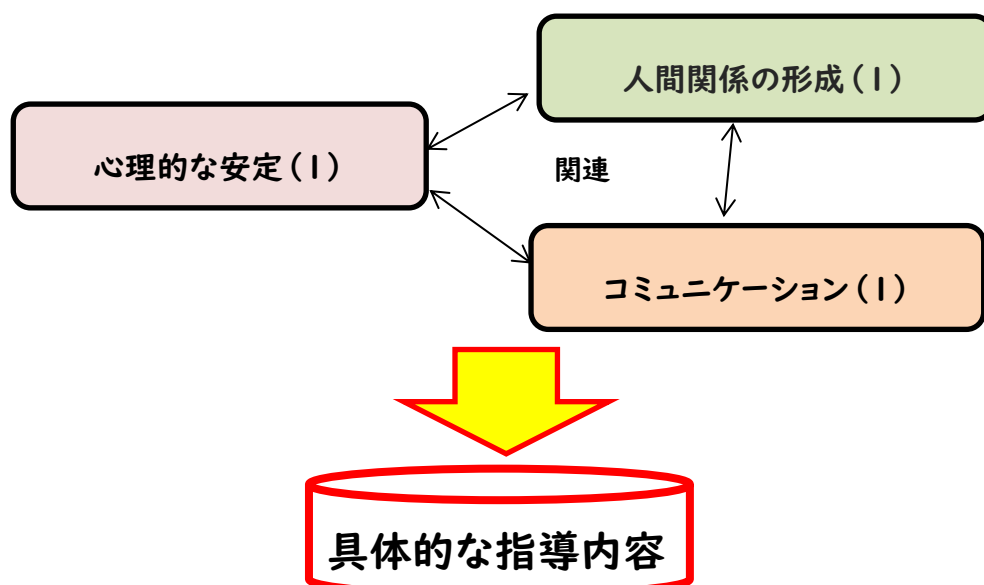
自立活動編 P50から、内容について詳しく解説しています。ぜひお読みください。
また、6 区分 27 項目については、区分ごと又は項目ごとに別々に指導することを意図しているわけではないことに十分留意する必要があります。



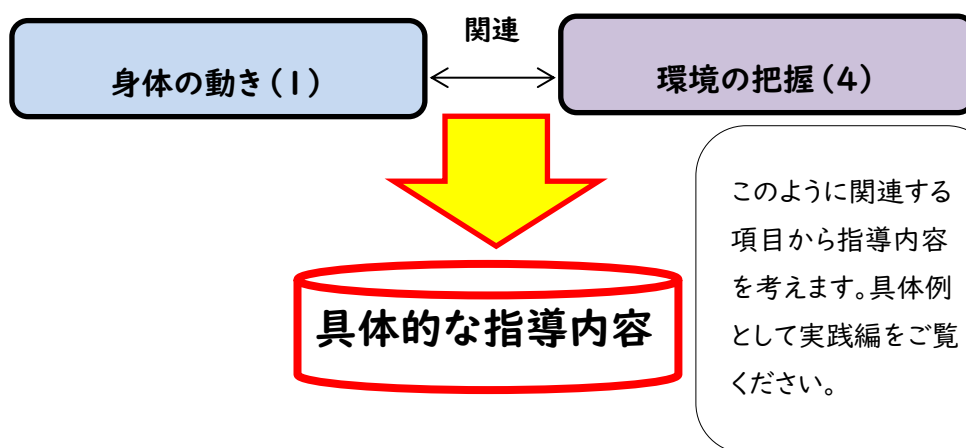
Q7 内容(6区分 27 項目)を全部取り扱うのですか？

A7 各教科等のように、内容すべてを取り扱うものではありません。個別の指導計画(自立活動)を作成する際、実態に応じて必要な項目を選定します。ただし、選定した項目を単独で扱うのではなく、「必要な項目を相互に関連付ける」ということが自立活動の指導を行う上で大切なポイントです。

【例1】



【例2】



このように関連する項目から指導内容を考えます。具体例として実践編をご覧ください。



Q8 指導を考えるプロセスはどうしたらいいですか？

A8 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（自立活動編）では、次のように説明されています。後編（実践編）で解説しますが、詳細は、自立活動編で確認しましょう。

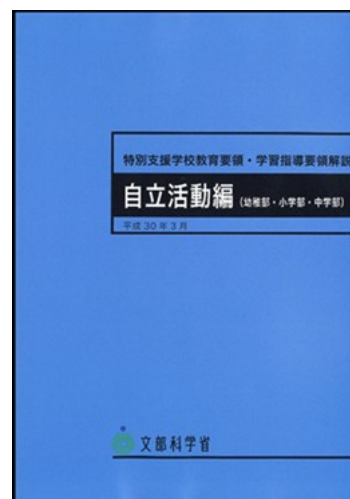
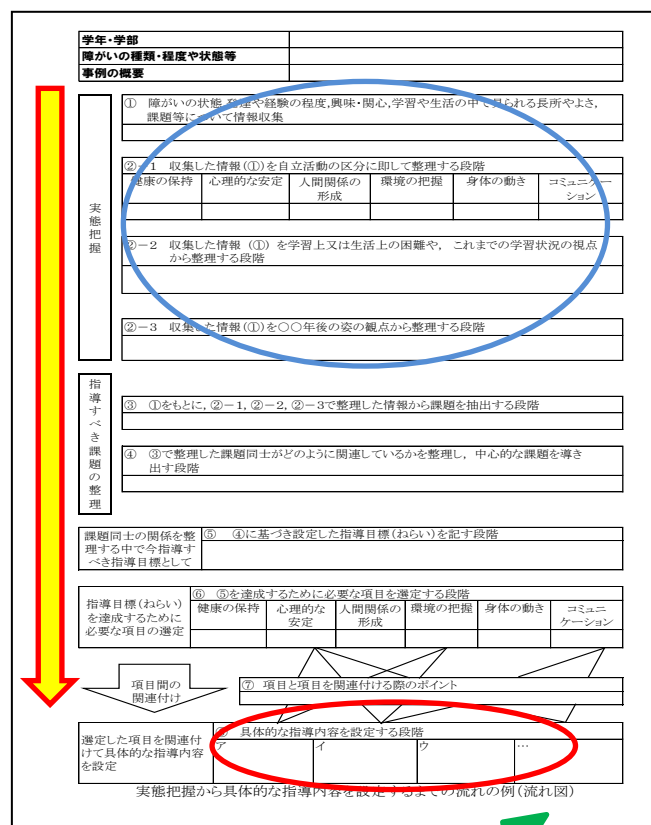
【流れ図】

- (1) 「実態把握」
- (2) 「指導すべき課題の整理」
- (3) 実態に即した
「指導目標の設定」
- (4) 目標を達成するために
必要な「項目の選定」
- (5) 選定した項目を関連付けた
「具体的な指導内容の設定」

※【流れ図】を使って導き出しています



実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例として、「流れ図」が示されています。



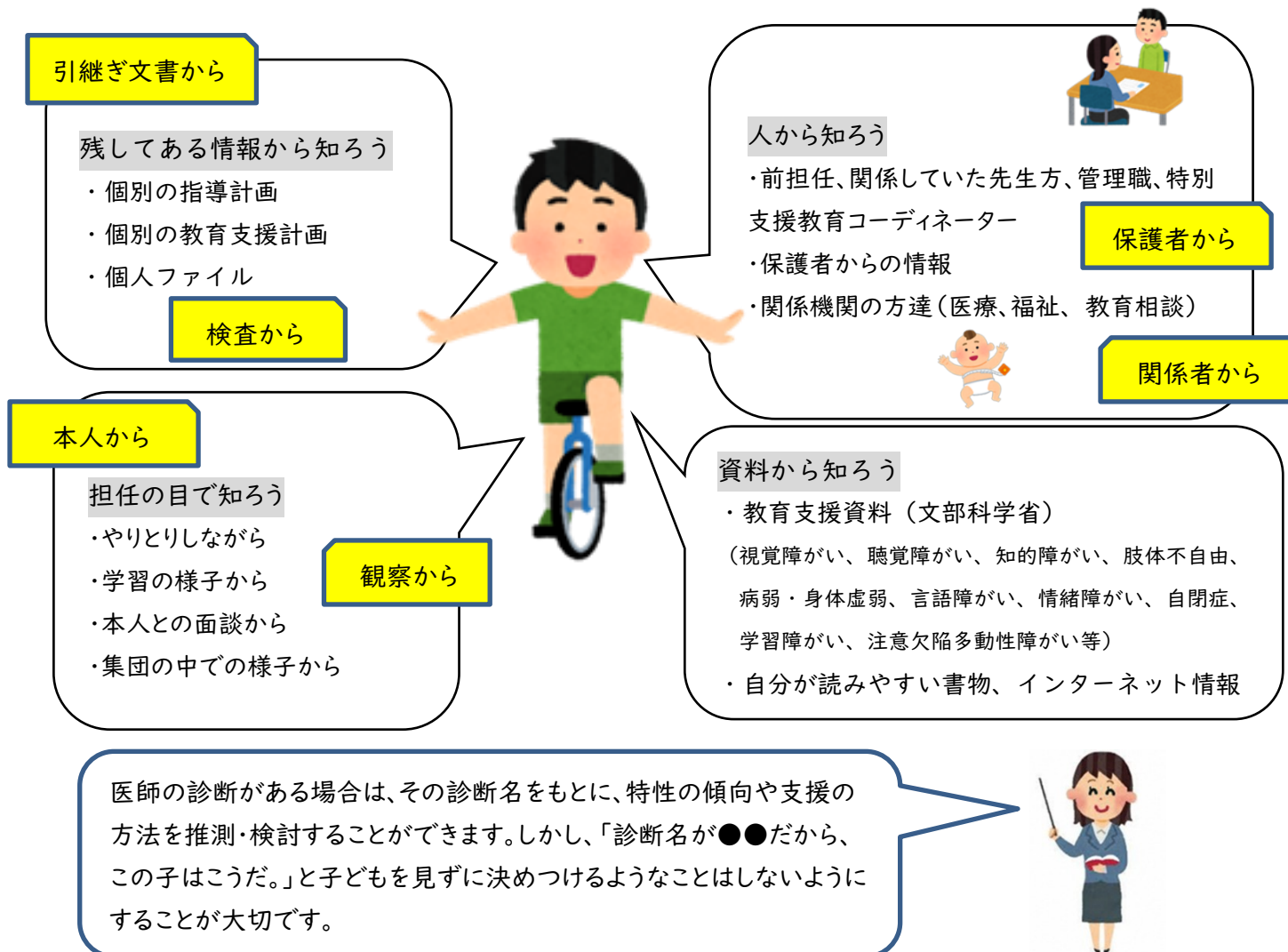
P28～

Q9 実態把握はどのようにするのですか？

A9 実態把握のために知っておきたいこととして、次のような内容があります。

- | | | |
|--|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 病気の有無や状態 | ☐ 生育歴 | ☐ 基本的な生活習慣 |
| ☐ 人やものとのかわり | ☐ 心理的な安定の状態 | ☐ コミュニケーション |
| ☐ 対人関係や社会性の発達 | ☐ 興味・関心 | ☐ 進路 |
| ☐ 家庭や地域の環境等 | ☐ 障がいの理解に関すること | ☐ 学習上の配慮事項や学力 |
| ☐ 身体機能（視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態） | | |
| ☐ 特別な施設・設備や補助具（機器等）の必要性 | | |
| ☐ 検査などの結果 | | |

また、その実態把握の方法として次のようなことがあります。



Q10 指導にあたって配慮することは何ですか？

A10 以下の3点に配慮します。

(1) 個別に指導計画を作成するので、個別指導の形態で行われることが基本です。しかし、指導目標(ねらい)を達成する上で効果的な場合には、集団を構成して指導することも考えられます。

個別での指導は・・

- ・一人ひとりの課題に応じたきめ細かな指導が可能である。
- ・刺激の調節等、最適な学習環境の設定が容易である。



集団での指導は・・

- ・かかわり合いを通じてコミュニケーション能力の向上を図ることができる。
- ・個別指導では見えなかった課題がより明らかになる場合がある。



(2) 特別支援学校・特別支援学級の自立活動の指導は、一律に授業時数を標準としては示さず、各学校が実態に応じて適切な指導を行うことができるようになっていきます。ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではありません。実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があります。

(3) 個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にし、個別の具体的な指導内容を定めた指導計画を作成します。

Q11 どのような指導内容を取り上げるのですか？

解説自立活動編 P111～

A11 実態に応じて、以下のような指導内容を検討しましょう。

ア 主体的に取り組む指導内容

○興味をもって主体的に取り組む、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容。

イ 改善・克服の意欲を喚起する指導内容

○障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容。

ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容

○発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容。

エ 自ら環境と関わり合う指導内容

○意欲的に感じ取ろうとしたり、気が付いたり、表現したりすることができるような指導内容。

オ 自ら環境を整える指導内容

○活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容。

カ 自己選択・自己決定を促す指導内容

○個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容。

キ 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

○個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容。



Q12 評価はどのようにすればいいですか？

解説自立活動編 P118～

A12 評価は、

- ① 指導目標（ねらい）に照らして具体的な指導内容がどのように行われ、子どもがその指導目標（ねらい）の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにするもの。
- ② 取組（授業）を通じて、子どもがどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明確にしようとするもの。

という捉えに基づいて、一定期間の記録を整理し、指導目標の到達状況をみていきます。

指導は、実態を的確に把握した上で個別の指導計画を作成して行いますが、計画は当初の仮説に基づいて立てた見通しです。子どもにとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。子どもの学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図らなければなりません。

評価は子どもの学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもあることを意識することが大切です。（指導と評価の一体化を図る）

指導の改善

- 目標達成に近付いているか
- 教材・教具などに興味をもって取り組んでいるか
- 実態の捉え直し

学習状況の評価

- 教師間の協力
- 多面的な判断（外部の専門家や保護者等と連携等）
 - 保護者への説明や確認
 - 学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求める

子ども（本人）

- 学習状況や結果に気付き、自分を見つめ直すきっかけ
 - 学習への意欲や発達を促す意義
 - 自己評価を取り入れることが大切



Q13 他にどんなことを知っておけばいいのですか？

A12 ここでは、(ア)障がいの捉え方と自立活動、(イ)合理的配慮と自立活動とのかかわりについて説明します。

(ア) 障がいの捉え方と自立活動

解説自立活動編 P12～

WHO（世界保健機関）は、平成13年5月の総会において、従来の国際障がい分類（ICIDH:International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps）の改訂版として「国際生活機能分類（ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health）」を採択しました。

ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」ととらえています。そして、生活機能と障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明され、構成要素間の相互関係については、図のように示されています。

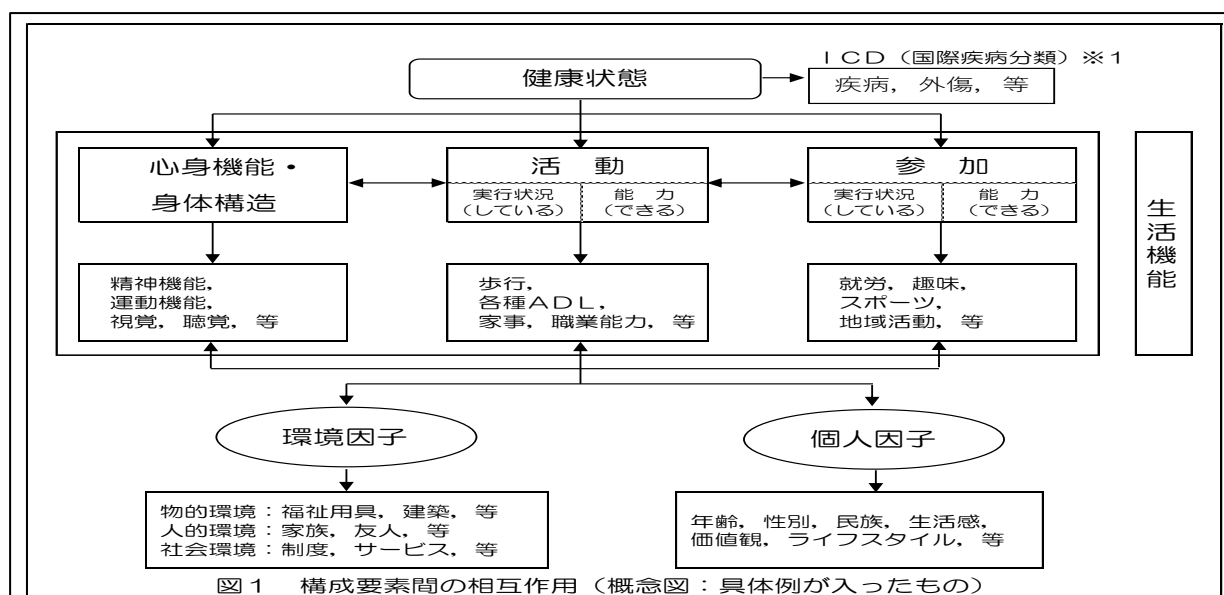


図1 構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）

（出典）厚生労働省大臣官房総計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

※1 ICD（国際疾病分類）は、疾病や外傷等について国際的に記録や比較を行うためにWHO（世界保健機関）が作成したものである。ICDが病気や外傷を詳しく分類するものであるのに対し、ICFはそうした病気等の状態にある人の精神機能や運動機能、歩行や家事等の活動、就労や趣味等への参加の状態を環境因子等のかかわりにおいて把握するものである。

自立活動が指導の対象とする「障がいによる学習上又は生活上の困難」は、WHOにおいてICFが採択されたことにより、それとの関連で捉えることが必要です。精神機能や視覚・聴覚などの「心身機能・身体構造」、歩行やADL（食事や排泄、入浴等の日常生活動作）などの「活動」、趣味や地域活動などの「参加」といった生活機能との関連で「障がい」を把握することが大切であるということです。そして、個人因子や環境因子等とのかかわりなども踏まえて、個々の幼児児童生徒の「学習上又は生活上の困難」を把握したり、その改善・克服を図るための指導の方向性や関係機関等との連携の在り方などを検討したりすることが、これまで以上に求められます。

(イ) 合理的配慮と自立活動とのかかわり

解説自立活動編 P16～

学校教育における自立活動と合理的配慮の関係は、次の二つの関連で捉える必要があります。

- ① 自立活動として障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、幼児児童生徒が、困難な状況を認識し、困難を改善・克服するために必要となる知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、自己が活動しやすいように**主体的に環境や状況を整える態度を養う**ことが大切であるという視点。
- ② 学校教育における合理的配慮は、障がいのある幼児児童生徒が他の幼児児童生徒と**平等に教育を受けられるようにするために**、障がいのある個々の幼児児童生徒に対して、学校が行う必要かつ適当な変更・調整という配慮であるという視点。

【例】小さい文字が見えにくい弱視の児童の支援

①指導という視点

弱視レンズ等を活用するための知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的に指導する。

→ 自立活動

②配慮という視点

他の児童と平等に授業を受けられるようにする目的で、拡大したプリントを用意する。

→ 合理的配慮

どちらか一方をすればよいということではなく、両方の視点で見ながら支援を考えることが大切です。

両者は、個に応じたものであること、きめ細かな実態把握の必要性という共通点はあるが、その目的は異なっていることに留意する。

自立活動の指導においては、指導内容と合理的配慮との関連性について十分考慮することが求められています。

学校教育における合理的配慮の定義

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会

～実践編～

実践編では、自立活動を進めるために必要な「自立活動の個別の指導計画」について、流れ図を用いて、作成のプロセスを解説していきます。

(島根県教育センターHP よりダウンロード可能)

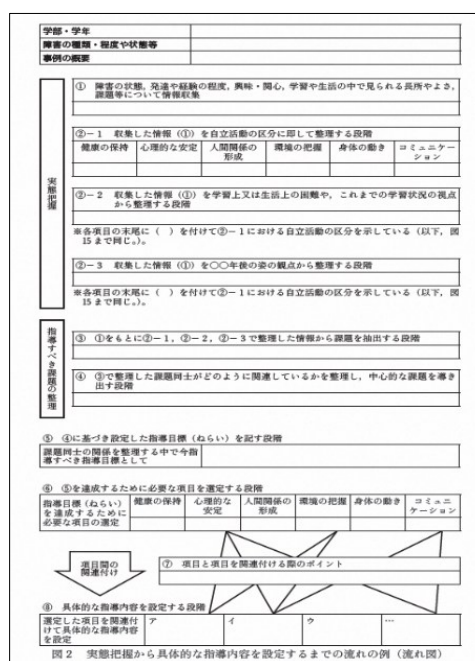
※ 「流れ図」について

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(平成 30 年 3 月)で示された。

「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例」のこと。



流れ図

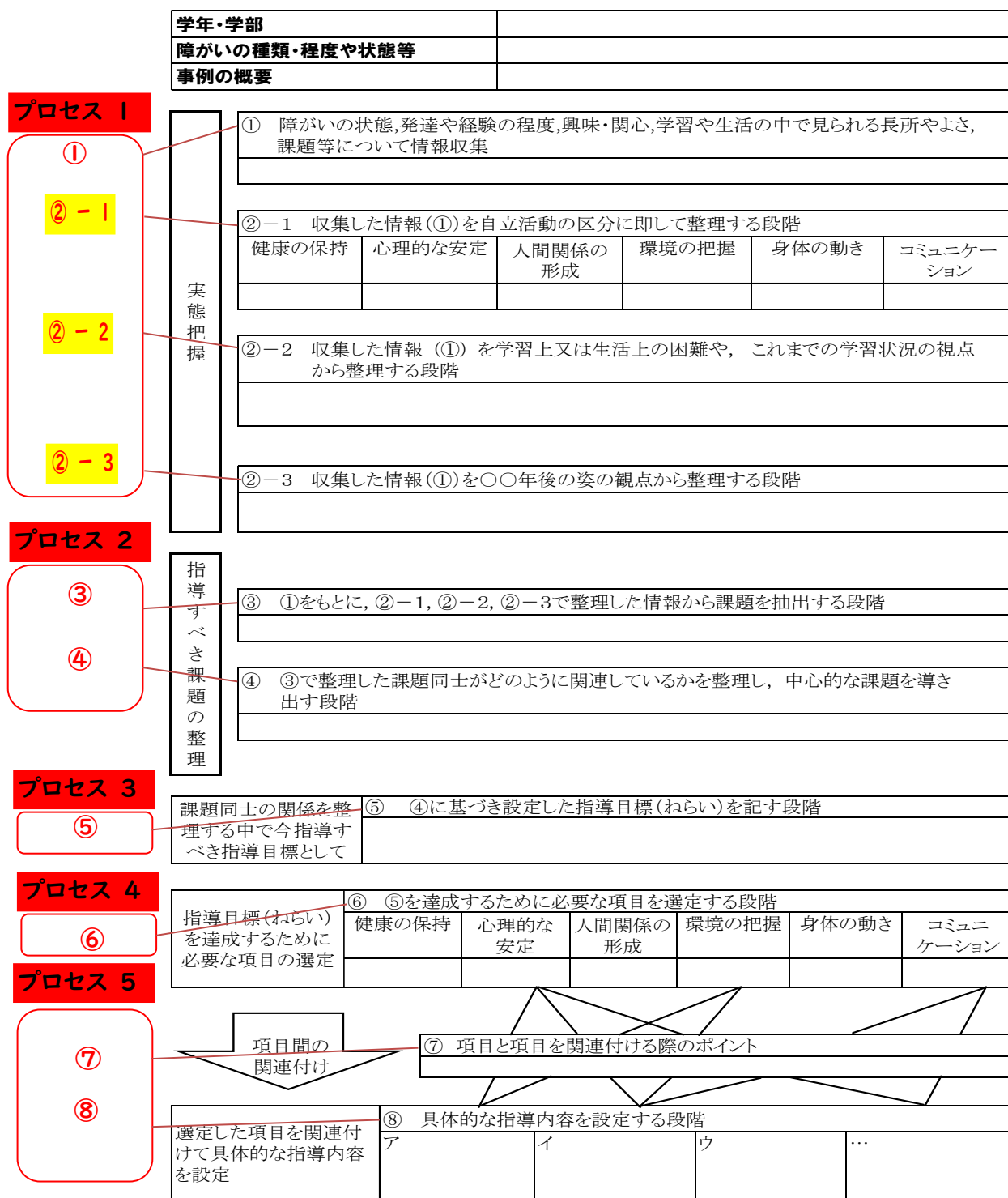


流れ図の様式

流れ図

解説自立活動編 P28～

自立活動編には、P28から流れ図（下図）について示されています。具体的な指導内容の設定までの手順を理解しましょう。



実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)

学習指導要領等に示す自立活動の「内容」とは、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものです。(理解編 P6) また、個々の実態把握に基づき、自立を目指して設定される目標(ねらい)を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されます。(理解編 P7)

自立活動の内容は大綱的に示してあることから、項目に示されている文言だけでは、具体的な指導内容をイメージしにくい場合がありますが、解説自立活動編では、これまでの 2 事例を 13 事例に増やし、全障がい種に渡って「流れ図」の例を掲載しています。指導内容の設定をする際の参考にしましょう。

例1 肢体不自由(脳性まひ)と重度の知的障がい(小学部)	32
例2 聴覚障がい(高等部)	36
例3 視覚障がい(小学部)	128
例4 聴覚障がい(幼稚部)	132
例5 知的障がい(中学部)	136
例6 肢体不自由(高等部)	140
例7 病弱(中学部)	144
例8 言語障がい(小学校)	148
例9 自閉症(中学部)	152
例10 学習障がい(高等学校)	156
例11 注意欠陥多動性障がい(小学校)	160
例12 高機能自閉症(アスペルガー症候群を含む)(小学校)...	164
例13 盲ろう(中学部)	168

流れ図の説明（自立活動編P136より）

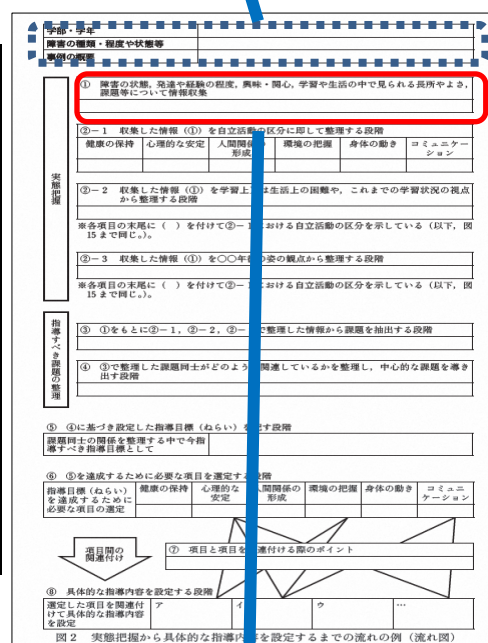
知的障がいのある特別支援学校中学部第2学年の生徒の例で、作成ポイントを説明していきます。

プロセスI

実態把握（情報収集）

【実態把握のための視点（例）】

- | | |
|--|--|
| ☐ 病気の有無や状態 | ☐ 生育歴 |
| ☐ 基本的な生活習慣 | ☐ 人やものとのかわり |
| ☐ 心理的な安定の状態 | ☐ コミュニケーションの状態 |
| ☐ 対人関係や社会性の発達 | ☐ 興味・関心 |
| ☐ 進路 | ☐ 家庭や地域の環境等 |
| ☐ 障がいの理解に関すること | ☐ 学習上の配慮事項や学力 |
| ☐ 身体機能（視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態） | ☐ 特別な施設・設備や補助具（機器等）の必要性 |
| ☐ 検査などの結果 | ☐ その他 |



① 障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，学習や生活の中で見られる長所やよさ，課題等について情報収集

- ・基本的な生活習慣はほぼ自立している。
- ・見通しのもてる活動には集中して取り組むことができる。
- ・音声言語は不明瞭で，発声や指さし，身振りやしぐさ，絵カード等で簡単なコミュニケーションをとろうとすることが見られるが，何を伝えたいのか曖昧なときが多い。
- ・集団での学習場面において順番を待つなどの，ルールや決まり事を守ることが難しい。
- ・自分の気持ちや思いを一方的に通そうとする場合がある。

想定される高等部での学習や卒業後の進路を踏まえて、集団での学習活動の状況やコミュニケーション面を含めた人との関わりに関する情報を集めています。

実態に関する情報を書きます。【実態把握のための視点】を参考にし、子どもの姿を多面的につかむことが大切です。担任のみでなく、子どもにかかわる複数名での把握から分かる情報を収集します。

※吹き出しの見方 二重線の吹き出し：記述内容の説明（生徒に関する記述説明）

点線の吹き出し：その欄の特徴及び記入方法等の説明

実態把握（情報の整理）

②は、①の情報収集についての整理をします。3つの段階の整理の仕方について、以下に示しています。

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）

②-1	収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理
②-2	収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理
②-3	①をもとに、②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

ポイント: 情報(①)を区分に即して分けて書きます。自立活動の

②-1

区分について知り、全体像を捉えての整理が大切!障がい名

のみに意識が向かい、特定の指導に偏ることがないように注意も必要です。

情報収集について、自立活動の内容(6区分 27項目)のどれに関連しているのかを考えます。6つの区分についての観点を理解していることが大切です。子どもの「困っていること」を区分と関連付けます。「内容(内容・項目)」を理解するために、「自立活動の内容整理表」を参考にしましょう。



例えば、以下のように考えます。

- ・生徒の生活習慣を見た時、生活のリズムが不安定で、健康のことが気になる。
→ 関連する区分は、「健康の保持」だと思う。
- ・見通しがもてないと不安になるためか、動きがとまり、集中力が続かないときがある。
→ 関連する区分は「心理的な安定」と「環境の把握」だと思う。

自立活動の内容整理表

自立活動の内容整理表

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
健康状態は良好で、生活のリズムは確立している。	- 新しい場所や活動には不安になりやすく、積極的に取り組むことはあまり見られないが、見通しがもてると自分から取り組むことができる。 - 自分の思い通りにならないと情緒が不安定になり、混乱する場合がある。	- 特定の教師とのかかわりが中心である。 - 集団から孤立していることが多い。 - 友達と協力して活動することが難しい。	絵カードに強い興味を示すなど視覚優位の側面が見られる。	- 動作模倣ができる。 - 粗大運動などの、運動機能に顕著な課題は見られないが、滑らかな動作が難しく、ぎこちなさや不器用さが見られる。	- 発声や指さし、身振り等で自分の要求を伝えようとする。 - 音声言語による簡単な指示を理解することができる。

②-2

生徒は、「心理的な安定」については、新しい環境や状況に対して、心理的な抵抗を示し、情緒面で不安定になることがみられます。「人間関係の形成では」、対人関係の幅が狭く集団での活動に困難があると整理しています。

ポイント: 学習上又は生活上の**困難**や**できること**等、

これまでの**学習状況**の視点から整理する!

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習する段階

- 相手に意思を伝えようとするが、十分に伝わらず情緒が不安定になること
- 多くの人との関わりの中で様々な体験をして、活動範囲を広げ、できることを増やしてほしい。
- 気に入った活動があると集団の中で簡単なルールや順番を守ることができず、トラブルになることがある。
- 絵カード等は有効ではあるが、理解できるカードがまだ少ない。

社会性の広がりに必要な、人との関わりやコミュニケーション面の視点を踏まえて整理しています。

②-3

ポイント: ○○年後の姿を考える! 将来のイメージをもって(卒業

までに)どのような力を、どれだけつけるのかを想定する。

②-3 収集した情報(①)を○○年後の姿の観点から整理する段階

- 将来、集団生活を送るために、集団の中でのルールや約束事を守って過ごすことができること。
- 円滑なコミュニケーションが成立するコミュニケーション手段を獲得し、良好な人間関係できるようになること。
- 自分の思い通りにならなくても我慢したり、自分で気持ちを落ち着かせたりすること。

高等学校での学習や卒業後の進路などを想定して整理しています。

プロセス2

指導すべき課題の整理

ポイント: 課題の抽出! 指導の開始時点で課題となることを決める。

③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- ・落ち着いて活動に最後まで参加することが難しい。(心, 人)
- ・円滑なコミュニケーションを成立することが難しい。(心, 人, コ)

③では、実態把握をもとに、指導すべき課題を抽出します。文の末尾に()として、関連する区分を示します。

(心): 「心理的な安定」

(人): 「人間関係の形成」

(コ): 「コミュニケーション」

学部・学年	指導の趣旨・程度や状態等	事例の概要
① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集		
②-1	収集した情報(①)を自立活動の区分に照して整理する段階 障害の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 身体の動き コミュニケーション	
②-2	収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の観点から整理する段階	
※各項目の末尾に()を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ)。		
②-3	収集した情報(①)を〇〇年度の姿の観点から整理する段階	
※各項目の末尾に()を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ)。		
③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階		
④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階		
⑤ ④に基づき設定した指導目標(わらい)を記す段階		
指導目標士の関係を整理する中で指導すべき指導目標として		
⑥	⑤を達成するために必要な項目を選定する段階	
指導目標(わらい)	障害の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 身体の動き コミュニケーション	
⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント		
⑧ 具体的な指導内容を設定する段階		
設定した項目を指導内容に	ア	イ
を記述		

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)

ポイント: 課題同士の関連を考え、中心的な課題を導く!

「課題同士の関連」とは、「原因と結果」「相互に関連し合っている」などの観点や、発達や指導の順序等が考えられる。「できること」「もう少しでできること」「援助があればできること」「できないこと」を明らかにし、必要な課題を選定する。

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

- ・活動に対して見通しをもてるようにしていくことで、何をすべきかが分かり、落ち着いて活動に参加できると考える。そのためには情緒の安定と他者から指導や助言等を受け入れられる人間関係を形成していく必要がある。
- ・円滑なコミュニケーションが成立することにより、情緒の安定が図られ、落ち着いて活動に参加できることにつながると考える。
- ・他者からの指導や助言等を受け入れられる人間関係の形成を図りながら、集団への参加を促し、様々な経験を重ねる中でルールを守るなどといった社会性を育むことを目指していく。

「情緒面の安定」「集団での学習活動における適応力」「コミュニケーション手段の獲得」の視点で整理されています。高等部での学習や卒業後の生活を想定して、他者からの指導や助言等を受け入れられる人間関係の形成を図りながら、集団への参加を促し、様々な経験を重ねる中でルールを守るなどといった社会性を育むことを目指しています。

プロセス3

指導目標の設定

これまでの手続きから⑤に指導目標を設定します。

ポイント: 目標(ねらい)は、学年等の長期的な目標とともに、

当面の短期的な目標を定めることが効果的。(自立活動編P108参照)

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として

⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階

・教師や友達からの助言等を受けながら、落ち着いて順番を守ることができる。

プロセス4

項目の選定

ポイント: 自立活動編第7章の2の(2)「イ」

(P109参照)を踏まえる。

指導目標を達成するためには、情緒の安定を維持できたり、状況を理解できたりすることが必要となります。また、教師や友達などの他人の助言を受け入れられるためには、他者とのかわりや集団参加の基礎を構築したり、コミュニケーション能力を高めたりすることが必要です。加えて、ルールや順番を守ることができるようになるためには状況の変化に対応したり、他者の意図を受け入れたりできることが必要と考え、⑥に示すように、自立活動の内容から「心理的な安定」の(1)(2)、「人間関係の形成」の(1)(2)(4)、「コミュニケーション」の(2)(5)を選定しています。

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)

指導目標を達成するために必要な項目の選定

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。	(1)他者とのかわりや基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。			(2)言語の受容と表出に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

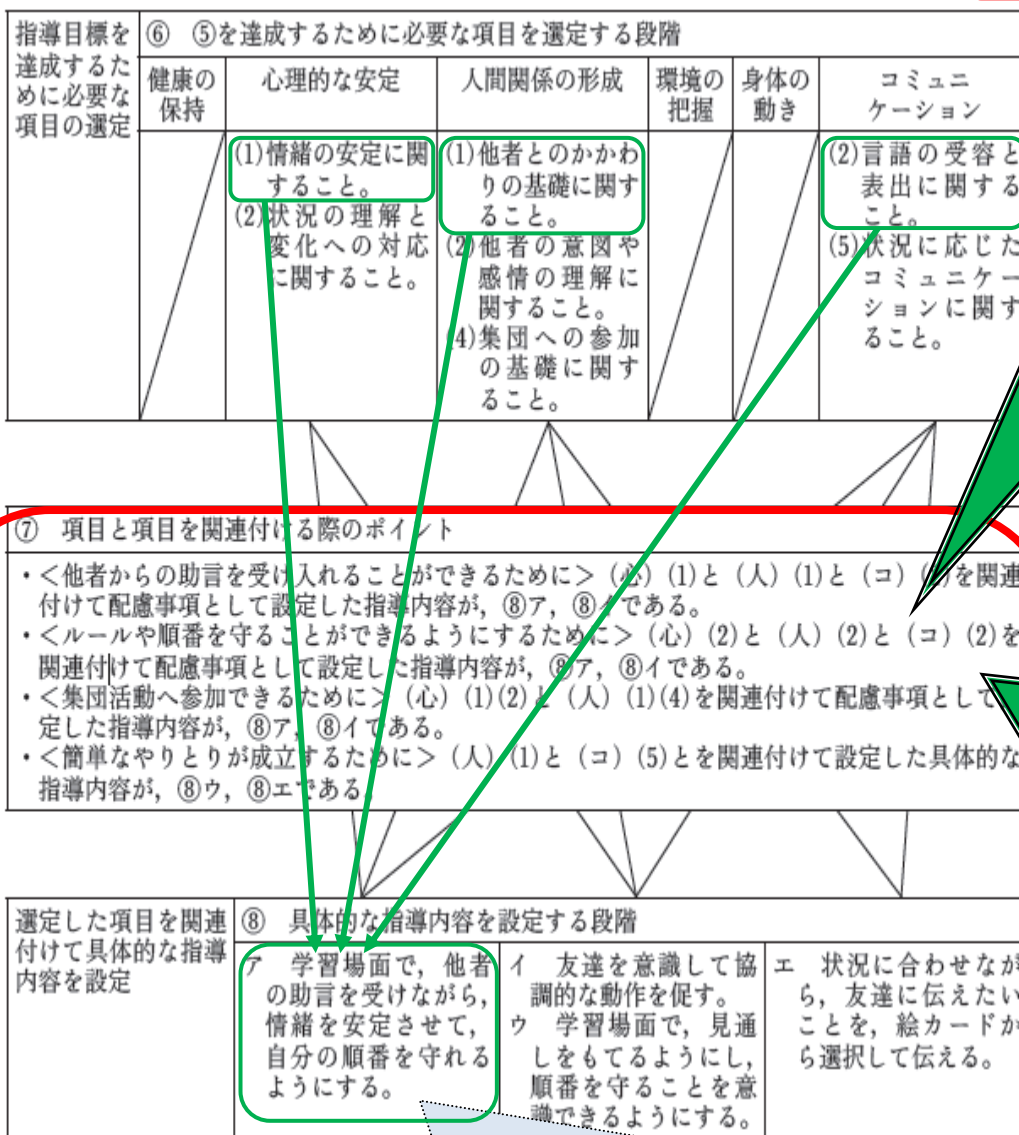
プロセス5

具体的な指導内容の設定

ポイント: 根拠をもって、項目同士を関連付ける。

流れ図の例にある「⑦項目と項目を関連付ける

際のポイント」を参考にする。(13の例を参考にする)



他者からの助言を受け入れ、情緒の安定を図るようにする指導が必要です。
このことから、(心)の(1)、(人)の(1)、(コ)の(2)を関連付けて、⑧のアに示した具体的な指導内容を設定しています。

ルールや順番を守ることができるようにする指導が必要です。
このことから(心)の(2)と(人)の(2)及び(コ)の(2)を関連付けて、⑧のイとウの指導内容を設定しています。

⑥で示している選定した項目を相互に関連付けて、⑧では具体的な指導内容を設定します。そしていよいよ、どの場面でこれらの内容について指導していくのかを考え、実践していくことになります。

<引用文献>

- 文部科学省「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領」（平成 29 年4月告示）
- 文部科学省「特別支援学校高等部学習指導要領」（平成 31 年2月告示）
- 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成 30 年4月）
- 文部科学省「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」（平成 30 年3月）
- 文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成 30 年3月）
- 文部科学省「小学校学習指導要領」（平成29年告示）
- 文部科学省「中学校学習指導要領」（平成29年告示）

<参考文献>

- 岡山県総合教育センター「自立活動ハンドブックー知的障害のある児童生徒の指導のためにー」（平成 27 年2月）
- 福岡県教育センター「自立活動の授業づくり手順モデルシート」（平成 23 年）
- 山口県教育委員会「自立活動の指導の手引き」（平成 25 年4月）
- 山口大学教育学部附属特別支援学校「自立活動指導内容表 作成ガイド（試案）」（平成 30 年3月一部改訂）
- 熊本県立松橋東支援学校「自立活動プランマニュアル（平成 30 年度版）」



発行 令和 2 年 3 月 (Ver.1)

令和 3 年 3 月 (Ver.2)

令和 6 年 3 月 (Ver.3)

島根県教育センター 教育相談スタッフ 特別支援教育セクション

令和元年度・令和2年度 共同研究

島根県教育センター 教育相談スタッフ 特別支援教育セクション

Tel 0852-22-6466, 5870

Fax 0852-22-6761

住所 島根県松江市内中原町255-1

島根県教育センターの
HPへはこちらから！

